

〔 昭 和 4 5 年 1 2 月 2 2 日
兵庫県警察本部訓令第54号 〕

(設置)

第1条 社会情勢に即応する警察運営のあり方について、総合的かつ計画的に審議するため、警察本部に兵庫県警察運営総合対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会の組織及び構成は、次のとおりとする。

- (1) 委員長 警察本部長
- (2) 副委員長 警務部長
- (3) 委員 警察本部の部長及び参事官

(任務)

第3条 委員会は、次の事項を審議するものとする。

- (1) 警察運営の総合的基本方針に関すること。
- (2) 警察運営の長期総合計画に関すること。
- (3) 事務合理化その他の業務改善に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、委員長が必要と認めた事項

(会議)

第4条 委員会は、通常の部長会議をもって充てる。

2 委員長は、前項のほか必要により、委員会を招集することができる。

3 委員長は、必要により会議に、委員以外の者の出席を求めることができる。

(専門部会)

第5条 委員会に、次の専門部会（以下「部会」という。）を置く。

- (1) 情報管理部会
- (2) 行政サービス向上対策部会
- (3) 装備管理部会
- (4) 留置業務管理部会
- (5) 組織・人事管理部会
- (6) 教養推進部会
- (7) 刑事運営部会
- (8) 刑事警察充実強化対策部会
- (9) 生活安全運営部会
- (10) 地域運営部会
- (11) 交通対策部会
- (12) 警備対策部会

2 各部会の組織、構成及び審議事項は、別表のとおりとする。

3 部会長は、必要の都度部会を招集し、主宰するものとする。

4 部会長は、必要により会議に、会員以外の者の出席を求めることができる。

5 部会長に事故ある場合は、部会長があらかじめ指名した者が、その事務を代行するものとする。

(プロジェクト・チーム等)

第6条 部会長は、審議事項のうち、特定のものを審議するため必要があるときは、プ

プロジェクト・チーム等を編成することができる。

2 プロジェクト・チーム等の要員は、部会長が、所属長、管理官、調査官、次席、課長補佐等のうちから指名するものとする。

(諮問機関)

第7条 委員会は、必要により諮問機関を置くことができる。

2 諮問機関の組織、構成等については、委員長が定める。

(審議結果の報告)

第8条 部会長及び諮問機関の長は、当該部会及び諮問機関において検討、審議した結果をとりまとめ、委員会に報告するものとする。

(提案)

第9条 所属長は、第3条に規定する事項について意見があるときは、提案通報書(様式別記様式)により委員長に提案するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、警務部警務課(企画第一係)において行うものとする。

(記録)

第11条 各部会に会議録を備え、会議の概要及び審議結果を記録しておくものとする。

附 則

1 この規程は、昭和46年1月1日から施行する。

2 次に掲げる令達は、廃止する。

(1) 兵庫県警察事務合理化委員会規程(昭和36年兵庫県警察本部訓令第32号)

(2) 兵庫県警察教養推進協議会規程(昭和41年兵庫県警察本部訓令第3号)

(3) 兵庫県警察警備対策委員会規程(昭和41年兵庫県警察本部訓令秘第27号の2)

(4) 単位合理化委員会について(昭和39年12月22日兵警務発第1360号)

(5) 兵庫県警察事務合理化委員会電子計算組織導入準備分科会の設置について(昭和41年兵警務例規第39号)

(6) 研究会の構成および運営について(昭和41年兵警公例規秘第63号)

附 則 (昭和49年4月1日本部訓令第11号)

この訓令は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和50年3月31日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年6月1日本部訓令第12号)

この訓令は、昭和52年6月7日から施行する。

附 則 (昭和53年1月11日本部訓令第2号)

この訓令は、昭和53年1月11日から施行する。

附 則 (昭和53年3月31日本部訓令第5号)

この訓令は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月27日本部訓令第8号)

この訓令は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年11月14日本部訓令第17号)

この規程は、昭和55年11月14日から施行する。

附 則 (昭和58年4月1日本部訓令第3号)

この訓令は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和59年4月1日本部訓令第14号)

この訓令は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年6月19日本部訓令第13号)
この訓令は、昭和61年6月19日から施行する。

附 則 (昭和61年8月20日本部訓令第14号)
この訓令は、昭和61年8月20日から施行する。

附 則 (昭和61年12月25日本部訓令第20号)
この訓令は、昭和62年1月1日から施行する。

附 則 (昭和62年3月1日本部訓令第10号)
この訓令は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年3月28日本部訓令第8号)
この訓令は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 (平成元年10月26日本部訓令第21号)
この訓令は、平成元年11月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月11日本部訓令第10号)
この訓令は、平成4年3月11日から施行する。

附 則 (平成4年4月1日本部訓令第13号)
この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成4年6月6日本部訓令第27号)
この訓令は、平成4年6月6日から施行する。

附 則 (平成7年7月6日本部訓令第13号)
この訓令は、平成7年7月6日から施行する。

附 則 (平成8年10月1日本部訓令第18号抄)
この訓令は、平成8年10月1日から施行する。

附 則 (平成14年3月22日本部訓令第5号)
この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日本部訓令第10号)
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日本部訓令第11号)
この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日本部訓令第6号)
この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月31日本部訓令第15号)
この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年10月5日本部訓令第32号)
この訓令は、平成18年10月5日から施行する。

附 則 (平成19年3月29日本部訓令第6号)
この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月11日本部訓令第17号)
この訓令は、平成19年6月11日から施行する。

附 則 (平成21年3月31日本部訓令第9号)
この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月21日本部訓令第3号)
この訓令は、平成24年3月22日から施行する。

附 則 (平成29年3月24日本部訓令第9号)
この訓令は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月19日本部訓令第8号）
この訓令は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年3月19日本部訓令第14号）
この訓令は、平成31年3月20日から施行する。

附 則（令和元年9月30日本部訓令第10号）
この訓令は、令和元年9月30日から施行する。